

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三井物産株式会社			コード	8031				
提出日	2016/5/18	異動（予定）日		2016/6/21					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	野中郁次郎	社外取締役	○									○		△		訂正・変更	有
2	武藤 敏郎	社外取締役	○												○		有
3	小林いずみ	社外取締役	○									○		○			有
4	Jenifer Rogers	社外取締役	○												○		有
5	竹内 弘高	社外取締役	○									○				新任	有
6	渡辺 裕康	社外監査役	○												○		有
7	松山 遼	社外監査役	○												○		有
8	小津 博司	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	野中氏が2009年から代表理事を務めています一般社団法人野中インディティユート・オブ・ナレッジに対して、当社は人材育成に関する研修費用を支払い、また、2014年3月期において寄付金を支払いましたが、各事業年度における年間の支払額及び寄付金の額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準におけるコンサルタント等の専門的サービスを提供する者に対する報酬の基準額並びに寄付及び助成金の基準額を下回っていることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	野中氏には、長年に亘り、国際企業戦略の専門家として培ってきた、経営に関する高い見識と監督能力を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
2		武藤氏には、長年に亘り、財務省及び日本銀行において培ってきた財政・金融その他経済全般に亘る高い見識を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
3	小林氏が2007年5月から2009年4月まで及び2015年4月から副代表幹事を務めております公益財団法人経済同友会に対して、当社は会費及び寄付金を支払っていますが、各事業年度における年間の支払額及び寄付金の額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準における寄付及び助成金の基準額を下回っていることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しています。	小林氏には、長年に亘り、民間金融機関及び国際開発金融機関の代表として国内外で培ってきた幅広い知識・経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
4		ロジャーズ氏には、長年に亘り、国際金融機関において培ってきたグローバルな視点や、日本企業における勤務経験等を通じて培ってきた知識・経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
5	竹内氏が2013年6月から取締役を務めています株式会社t-labに対して、当社は人材育成に関するアドバイザリー報酬及び研修費用を支払っておりますが、各事業年度における年間の支払額はいずれも当社の定める社外役員の独立性の基準におけるコンサルタント等の専門的サービスを提供する者に対する報酬の基準額を下回っております。また同氏が、2010年7月から教授を務めていますハーバード大学経営大学院に対して、当社は人材育成に関する業務を委託しておりますが、同大学院は当社または当社連結子会社を当社の独立性の基準における主要な取引先としておらず、同大学院は当社の独立性の基準における当社または当社連結子会社の主要な取引先にも該当しません。以上から、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しています。	竹内氏には、長年に亘り、国際企業戦略の専門家として培ってきた、経営に関する高い見識と監督能力を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
6		渡辺氏には、長年に亘り、財務省において、また、大学院教授として培ってきた経験・見地に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
7		松山氏には、長年に亘り、弁護士として培ってきた経験・見地に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

8	小津氏には、長年に亘り、検事として培ってきた経験・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけることを期待して選任しています。同氏は、「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に示される事項に該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されたため、独立役員として指定しています。
---	--

4. 補足説明

当社は、社外役員の選任に関し、以下の基準を勘案のうえ、選定しています。

【社外取締役の選任】

① 社外取締役は、投融資案件を始めとする取締役会議案審議に必要な広汎な知識と経験を具备し、或いは経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有することを選任基準とする。

② 三井物産は社外取締役候補者の選定に当り、経営の監督機能を遂行するため、三井物産からの独立性の確保を重視する。また、多様なステークホルダーの視点を事業活動の監督に取り入れる観点から、その出身分野・性別等の多様性に留意する。

三井物産が多岐に亘る業界・企業と商取引関係を有する総合商社であることから、個々の商取引において社外取締役との利益相反などの問題が生じる可能性もあるが、このような問題に対しては取締役会の運用・手続にて適切に対処する。

【社外監査役の役割及び選任】

社外監査役は、監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待される。社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社との関係、経営者及び主要な職員との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認する。

【独立性基準】

当社における社外取締役または社外監査役(以下併せて「社外役員」という)のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

① 現在及び過去10年間において当社または当社連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事等(以下「業務執行者」という)であった者

② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者

③ 当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者(※1)またはその業務執行者

※1 当該取引先が直近事業年度における年間取引高(単体)の5%以上の支払いを当社または当社連結子会社から受けた場合または当該取引先が直近事業年度における連結総資産の5%以上の金銭の融資を当社または当社連結子会社より受けている場合、当社または当社連結子会社を主要な取引先とする者とする。

④ 当社または当社連結子会社の主要な取引先(※2)またはその業務執行者

※2 当社または当社連結子会社が直近事業年度における当社の年間連結取引高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合または当該取引先が当社または当社連結子会社に対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社または当社連結子会社の主要な取引先とする。

⑤ 当社もしくは当社連結子会社の会計監査人またはその社員等

⑥ 当社より、役員報酬以外に直近の事業年度において累計1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

⑦ 直近事業年度において当社または当社連結子会社から年間1,000万円以上の寄付・助成等を受けている者または法人の業務執行者

⑧ 過去3年間において②から⑦に該当する者

⑨ 現在または最近において当社または当社連結子会社の重要な業務執行者(社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む)の配偶者もしくは二親等以内の親族(以下「近親者」という)

⑩ 現在または最近において②から⑦のいずれかに該当する者(重要でない者を除く)の近親者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。